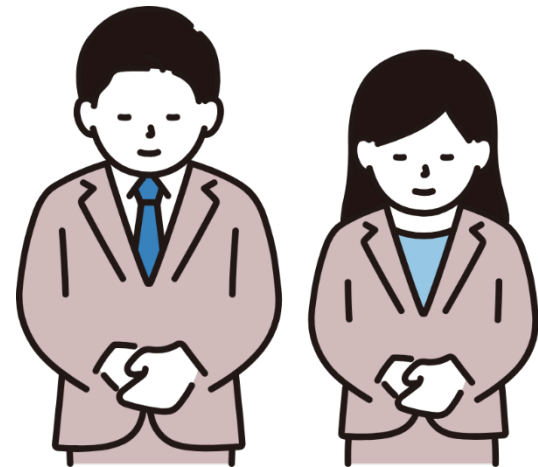


市川市における電子保証の取扱い

- 契約保証及び前払金保証の電子保証を導入 -

管財部契約課



目次

- 01 電子保証の取扱いを開始
- 02 電子保証が可能な保証事業会社・保険会社
- 03 電子保証にかかる認証情報の提出方法
- 04 その他

01 電子保証の取扱いを開始

10月1日以降に公告される工事・工事に関連する業務委託の案件は、インターネットを利用した「電子保証」による提出を可能とします。

※引き続き、書面の保証証券の提出も可能

電子の保証証書

- 01 保証会社が電子証書をクラウドに登録
D-Sure・保証証券等確認システム
- 02 保証会社が認証情報を受注者に通知
- 03 受注者が市川市へ認証情報を電子メールで送付
- 04 証券等をクラウド上で確認し、保存

02 電子保証が可能な保証事業会社・保険会社

電子保証を提供するサービスは、2種類あり、今回「D-Sure」と「保証証券等確認システム」の運用が開始されることとなります。

D-Sure

契約保証

前払金（中間前払金）保証

東日本建設業保証株式会社

保証証券等確認システム

履行保証

2025年12月時点

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
A I G損害保険株式会社
共栄火災海上保険株式会社
損害保険ジャパン株式会社

大同火災海上保険株式会社
東京海上日動火災保険株式会社
日新火災海上保険株式会社
三井住友海上火災保険株式会社

03 電子保証にかかる認証情報の提出方法

契約保証

契約予定日が決まり次第、速やかに、保証会社と保証契約を締結してください。
保証会社から受注者に発行される『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』を市川市に電子メールで送付してください。

履行保証

契約予定日が決まり次第、速やかに、保証会社と保証契約を締結してください。
保険会社等から受注者に発行される『発注者提出用フォーマット』を市川市に電子メールで送付してください。

前払金（中間前払金）保証

『電子保証にかかる「認証キー」のお知らせ』と併せて「請求書」及び「前金払（中間前払金）申請書」を市川市に電子メールで送付してください。

03 電子保証にかかる認証情報の提出方法

電子メールの送付先

公告文に記載している、
質疑書の送付先に提出をお願いします。

電子メールの送付時のお願い

- ・メールの件名は、「【●●保証】 案件名」としてください。
例： 【契約保証】 ○○工事、 【前払金保証】 ○○工事
- ・メールの本文に、「業者名」「本件担当者及び連絡先」を記載してください。

04 その他

- 引き続き、紙の保証証書による提出も可能です。
- ただし、同じ保証契約において、**電子証書と紙の保証証書は混在できません。**
- 「認証情報」が保証会社から届き次第、**速やかに**市川市の発注課（公告文に記載の質疑送付先）に送付してください。